

○役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、学校法人大乗淑徳学園の理事、監事の報酬について定める。

(報酬の種類)

第2条 役員報酬の種類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 所定報酬

毎月定額を支給される報酬…本俸、諸手当

(2) 期末報酬

(3) 退職報酬

役員退任時に支給される報酬

(4) 特別報酬

前3号以外の報酬で、特別業務委託報酬、特別功労報酬等

(5) 退職金

専任教職員退職金規程に準ずる退職金

(6) 費用弁償

会議等に出席したときに支給される交通費

(理事の身分)

第3条 理事の待遇上の身分を、次に掲げるとおり区分する。

(1) 専任理事

理事の職務を本務とする理事

(2) 教職員理事

本務教職員の身分を持ち、理事の職務を兼任する理事

(3) 非常勤理事

学園外の本務を有する理事

(監事の身分)

第4条 監事の待遇上の身分を、次に掲げるとおり区分する。

(1) 常任監事

監事の職務を本務とする監事

(2) 非常勤監事

学園外の本務を有する監事

(所定報酬)

第5条 所定報酬の種類は、別に定める表のとおりとする。

2 非常勤理事及び非常勤監事に所定報酬を支給することができる。

3 本俸は、資格、経歴、職務内容等により、その都度理事長が決定する。

- 4 理事手当及び監事手当は、別に定める支給基準表のとおりとする。
- 5 役員役職手当は、別に定める支給基準表のとおりとする。
- 6 その他諸手当は、専任教職員の支給基準に準ずる。

(期末報酬)

第6条 専任理事及び常任監事の期末報酬は、専任教職員の支給基準に準ずる。

- 2 非常勤理事及び非常勤監事の期末報酬は、年度に1回(原則として所定報酬の1ヵ月分とする。)とする。

(退職報酬)

第7条 役員退職報酬は、別表「役員退職報酬支給基準表」によって支給する。

- 2 役員に継続し再任された場合の在職年数は、通算し計算するものとし、任期満了の都度は支給しない。
- 3 在職年数は、継続する在職期間の満年数とする。1年に満たない月数は、その月数を12で除して計算し、1ヵ月に満たない日数は、1ヵ月として計算する。
- 4 役員が身分を変更した場合は、変更時点で変更以前の在職に対する退職報酬を精算し支給する。ただし、変更月は変更前の期間に算入する。この場合の身分の変更には、第3条に定める理事の身分間の変更を含むものとする。
- 5 教職員理事が理事を退職した場合は、理事の退職報酬のみを支給する。この場合、理事の在職期間は、専任教職員退職金規程の勤続期間に通算する。
- 6 退職当月の期間計算、死亡退職の場合の遺族支給及び懲戒解任の場合の取扱いは、教職員退職金規程を準用する。

(特別報酬)

第8条 非常勤役員に特に業務を委嘱する場合は、その業務の内容及び勤務の条件により特別報酬を支給することができる。

- 2 特別報酬額は、理事長がその都度決定する。
- 3 特別功勞のあった役員には、功勞報酬を支給することができる。
- 4 功勞報酬額は、理事会においてその都度決定する。

(退職金)

第9条 専任理事が退職するとき、又は非常勤理事に身分を変更するときは、第7条に定める退職報酬の他に専任教職員退職金規程による退職金を支給する。ただし、専任教職員として引続き在職するときは、第7条第5項の規定を適用する。

- 2 前項の専任教職員退職金規程における勤続年数は、専任理事就任以前の退職金の精算をしていない専任教職員の期間及び専任理事の期間を通算する。
- 3 定年退職により教職員理事から専任理事へ身分を変更するときは、第7条に定める退職報酬の他に専任教職員退職金規程による退職金を支給する。専任理事就任後の退職報酬及び退職金については、第1項の規定によるものとする。定年退職以前の身分変

更の場合は、退職報酬のみを支給し、専任教職員退職金規程による退職金については、第1項及び第2項の規定によるものとする。

4 常任監事が退職するときは、専任理事に準ずる。

(費用弁償)

第10条 非常勤理事又は非常勤監事が理事会、評議員会及びその他会議等に出席したときは、交通費を支給することができる。

2 前項に規定する交通費の支給基準は、出席1回につき10,000円とする。ただし、出席1回に係る交通費がこの額を上回る場合は、実費相当額を支給することができる。

附 則

1 この規程は、昭和52年4月1日から施行する。

2 昭和52年3月31日以前に就任した役員等の退職報酬を算定する場合の在職年数は、当該役員が就任日から起算する。ただし、旧規程により退職金を精算済の役員等については、退職金支払後の在職年数とする。

附 則

この規程は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成12年11月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年3月31日から施行する。

役員所定報酬の種類

専任理事	教職員理事	非常勤理事	常任監事	非常勤監事
本俸			本俸	
理事手当	理事手当	(理事手当)	監事手当	(監事手当)
役員役職手当	役員役職手当		扶養家族手当	
扶養家族手当			住宅手当	
住宅手当			通勤手当	
通勤手当				

備考 ()内の手当は、必要により支給する場合がある所定報酬を表す。

1 この表は、平成14年4月1日から適用する。

理事手当及び監事手当支給基準表

(単位 円)

区分	手当月額
理事手当	75,000
監事手当	75,000

ただし、専任教職員と同等の勤務をする専任理事及び常務会に通常出席する教職員理事に対し、上記の理事手当の他、理事常勤手当(60,000円)を加算して支給する。なお、役員役職手当支給基準表にある役職に就任した理事には支給しない。

1 この表は、昭和61年4月1日から適用する。

2 この表は、平成5年4月1日から適用する。

3 この表は、平成12年11月1日から適用する。

役員役職手当支給基準表

(単位 円)

区分	手当月額
理事長手当	220,000
総長手当	170,000
常務理事手当	120,000

ただし、専任の理事長は、上記の金額の5割増とする。なお、役員役職を兼務する場合には、兼務の役員役職手当は支給しない。

1 この表は、昭和63年6月1日から適用する。

2 この表は、平成12年11月1日から適用する。

3 この表は、平成17年4月1日から適用する。

役員退職報酬支給基準表

役員	支給基準
専任理事 教職員理事 常任監事	役員手当月額×在職年数×6
非常勤理事 非常勤監事	役員手当月額×在職年数

備考

- 1 役員手当月額は、理事手当(理事常勤手当を除く)と監事手当をいう。
- 2 役員手当月額は、退職時又は身分変更時の金額とする。
- 3 役員手当月額の定めのない非常勤理事又は監事が退職した場合は、退職時の年度内報酬等を参考に月額を算出する。